（調整規定）

第四条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日前である場合には、同法第六条のうち内閣府設置法第十六条の次に一条を加える改正規定中「第三項第七号の九」とあるのは、「第三項第七号の十」とし、前条のうち同法第十六条の二第二項の改正規定は、適用しない。

内閣総理大臣　石破　茂

政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項、第百六十四条の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の七第二項第一号中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改め、同項第二号中「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万千七百円と七円四十六銭」に改め、同条第三項中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改める。

第百九条の八中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に、「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万千七百円と七円四十六銭」に、「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第百十条の二第二項及び第三項中「五万六千六百十三円」を「六万千三百七十九円」に改める。

第百十条の三中「五万六千六百十三円」を「六万千三百七十九円」に、「五万三千六百一円」を「五万八千百十四円」に改める。

第百十条の四第二項第一号イ中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同号ロ中「二十七万六百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改め、同項第二号中「三十七円」を「四十円」に改める。

第百二十五条の三中「五万六千六百十三円」を「六万千三百七十九円」に、「四万九百五十四円」を「四万四千四百三円」に改める。

第百三十二条の三の二第十項中「三十七円」を「四十円」に、「二十万二千四百九十円」を「二十一万九千五百四十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

（平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第二条第九号」を「第二条第二号」に改める。

一　平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）本則

二　令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第百四十三号）本則

三　令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和二年政令第二百三十四号）本則

四　令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和六年政令第十四号）本則

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂